

合併協議会の協議状況等

平成18年4月1日現在

1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	宮田町・若宮町合併協議会	設置年月日	平成16年4月15日
構成市町村名	宮田町、若宮町	廃止年月日	平成18年2月10日
事務局所在地	〒823-0011 宮田町大字宮田29-1 (宮田町役場内)	事務局の連絡先	T E L 0949-32-3232 F A X 0949-32-0701
ホームページアドレス	http://www.miyata-wakamivagp.jp/	Eメールアドレス	miya-wakagp@themis.ocn.ne.jp
会長名	渡邊豊利(宮田町長)	事務局長名	入江秀敏(宮田町課長)
		事務局市町村職員数	3名
合併協議会設置までの経過	平16.4 宮田町、若宮町で、各々臨時議会を開催し、合併協議会の設置を可決。同月15日に法定協議会設置。		

2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成16年4月から平成18年2月までの間に14回の合併協議会が開催された。		
設置している小委員会名	総務・教育民生・産業建設・まちづくり計画		
主な合併協 定項目(市 町村議会の 議決事項及 び合併市町 村の条例事 項)の協議 状況	合併の方式	鞍手郡宮田町及び同郡若宮町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	
	合併の期日	合併の期日は、平成18年2月11日(土)とする。	
	市町村の名称	新市の名称は「宮若市」とする。	
	事務所の位置	1 新市の事務所の位置は、「宮田町大字宮田29番地1」現在の宮田町役場とする。 2 現在の若宮町の庁舎を総合支所とする。	
	財産の取扱い	2町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新自治体に引き継ぐものとする。 大字宮田財産区有財産、山口財産区有財産及び吉川財産区有財産は、それぞれ新自治体に引き継ぐものとする。	
	議員定数・任期	1 市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。 2 新市の議会の議員定数は20名とする。ただし、合併後最初に行われる選挙に限り、新市の議会の議員定数は24名とする。 3 選挙区は設置しない。	
	農業委員会委員定数・任期	農業委員会の定数、任期については、次の区分により調整する。 ○合併時に再編する。 合併特例法第8条第1項を適用し、選挙による委員であったものについては平成18年8月9日まで、新市の農業委員として在任する。 在任期間経過後に実施する一般選挙は、旧町単位に選挙区を設置し、選挙による委員の人数の内訳は、農家戸数により按分し、宮田町8人・若宮町14人とする。 選任による委員数は、農業協同組合推薦1人・農業共済組合推薦1人・議会推薦4人・土地改良区1名とする。	
	地方税の取扱い	1 税(税率比較)については、次の区分により調整する。 ○合併時に再編する。 個人住民税・法人住民税・固定資産税は現行どおりとする。 軽自動車税・入湯税は、若宮町の税率へ統合する。 2 税の納期の設定については、次の区分により調整する。 ○合併時に再編する。 個人住民税・固定資産税は現行どおりとする。 軽自動車税は、納期を5月31日とする。	
	事務組織・機構	行政組織及び課・室設置数については、次の区分により調整する。 ○合併時に再編する。 行政組織及び機構については、合併時に編成を行う。 出先機関等については、各担当分科会と連携をとり、協議検討を進め、合併後に再編成を行う。	
	町名・字名の取扱い	町名・字名については、次の区分により調整する。 ○存続する。 現在の大字名は、そのままとする。 住居表示は、「大字」を表記しない。 例・○○市磯光1番地1 ○○市稲光1番地1	
その他(地域審議会)	地域審議会は設置しない。		

市町村建設計画の概要 (計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等)	計画期間：合併後概ね10年間 将来像： ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと ー 市民・企業・行政が協働で創る自立都市を目指してー
	基本方針： (1) 自然と共生したまちづくり (2) 個性豊かな快適生活のまちづくり (3) 活気にあふれる多様な産業と交流のまちづくり (4) 健康でやすらぎのある福祉のまちづくり (5) 豊かな心を育むまちづくり (6) 地域が自立した協働のまちづくり 県事業：新市と連携しながら、次に掲げる事業の推進に向けて計画的に取り組む。 (1) 道路整備事業 (2) 治山治水事業 (3) 産業振興事業 (4) 下水道事業

3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成15年度、直轄合併協議会に対して合併協議会支援交付金を交付。
合併重点支援地域の指定	平成17年2月23日指定
県職員の参画状況	合併協議会アドバイザーとして、地方課合併支援室企画主幹を派遣

国の財政支援措置		単位：億円	合併手続	
合併特例債	標準全体事業費（起債上限額）	91.7	年 月 日	手続内容等
	起債充当額（標準全体事業費の95%）	87.1	平成17年11月9日	市町村建設計画決定
	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	61.0	—	合併協議会における合併の可否の決定
	合併市町村振興基金の標準基金規模	8.6	平成16年11月24日	合併調印式
	起債充当額（標準基金規模の95%）	8.2	平成16年12月22日	市町村議会最終議決
	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	5.7	平成17年1月6日	廃置分合申請
合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	普通交付税措置（合併補正）	2.6	平成17年1月24日	市制施行協議（県→国）
	特別交付税措置	5.5	平成17年2月3日	協議回答（国→県）
	合併市町村補助金	未定	平成17年2月23日	県議会に議案提案
福岡県の財政支援措置		単位：億円	平成17年3月28日	県議会議決
福岡県市町村合併推進特例交付金	基本額	5.0	平成17年3月28日	県知事決定処分
	増加人口加算	0.0	平成17年4月28日	総務大臣告示

4 合併市町村に関するデータ

新市職務執行者	渡邊 豊利（前宮田町長）任期：平18.2.11～平18.3.18
新市市長	有吉 哲信（前宮田町教育長）任期：平18.3.19～平22.3.18

5 合併関係市町村等に関するデータ

(1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口 平17.3.31	H12国調 高齢化率 (%)	総面積（平成17.10.1） k m ²	市町村 コード	類 型
	平2.10.1	平7.10.1	平12.10.1					
宮田町	22,073	21,902	21,150	21,186	26.5	52.49	404039	V-4
若宮町	10,605	10,295	10,075	10,055	24.6	87.50	404047	III-2
計	32,678	32,197	31,225	31,241	25.9	139.99		

(2) 産業別就業人口（平成12年国勢調査）

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	
宮田町	302	3.5	3,129	35.9	5,277	60.5	8,719
若宮町	799	16.0	1,409	28.2	2,793	55.8	5,005
計	1,101	8.0	4,538	33.1	8,070	58.8	13,724

(3) 市町村長、議員の任期等

市町村名	市町村長	市町村議会議員		職員数（平17.4.1）		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計
宮田町	平18.10.20	平19.9.17	18	202	21	223
若宮町	平19.4.29	平19.4.29	14	108	12	120
計			32	310	33	343

(4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平16決算 (百万円)	経常収支比率 平16決算 (%)	財政力指数 (平14～16)	公債費負担比率 平16決算 (%)	起債制限比率 (3年平均) (%)	積立金現在高 平16決算 財調等 特定目的 (百万円)	土地開発公社 土地保有 高平16決算 (百万円)	ラスパイレス 指数 (平17.4.1)	
宮田町	5,284	95.2	0.76	18.2	10.1	888	3,278	518	96.2
若宮町	2,790	99.4	0.35	18.5	9.3	1,050	1,447	240	95.7

(5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	広域計画等	退職手当	急患センター
宮田町	宮田町外三町 じん芥処理施 設組合	◎宮田・若 宮衛生施設 組合	(町単独)	直方・鞍手広 域市町村圏事 務組合	福岡県介護 保険広域連 合	直方・鞍手 広域市町村 圏事務組合	(町単独)	直方・鞍手 広域市町村 圏事務組合
若宮町			(町単独)				福岡県市町村職 員退職手当組合	

◎：合併した場合に解散する一部事務組合等

市町村名	公平委員会	公務災害補償
宮田町	福岡県に事務 の委託	福岡県市町 村消防団員 等公務災害 補償組合
若宮町		

◎：合併した場合に解散する一部事務組合等

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	上水道	公共下水道	簡水
宮田町	○	○	
若宮町		○	○

(7) 地域指定等

市町村名	都市計画区域	過疎地域	辺地地域	農村地域工業 等導入地区	工業再配置 誘導地域	農業振興地 域	高度技術産業集 積地域	雇用機会増 大促進地域
宮田町	都計区域	経過措置		農工計画策定済	特別誘導	○	旧頭脳立地	○
若宮町			○	農工計画策定済	特別誘導	○		○

地域指定等 つづき

市町村名	地方拠点都市 地域	振興山村	特定農山村	県立公園	産炭激変緩和 措置対象 地域	高度技能活 用雇用安定 地域
宮田町	福岡県北東部			○	指定	○
若宮町	福岡県北東部	一部	一部	○	指定・告示	○

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圈構 想	福岡県市町村 合併推進 要綱	広域行政圏	保健医療計画 (二次医療圏)	高齢者福祉 計画	ゴミ処理広 域化計画	公共下水道	総合農協 (現行)
宮田町	遠賀流域ゾ ーンの一部	合併パター ンA内	直方・鞍手 広域市町村 圏	直方・鞍手地 区保健医療圏	直方・鞍手 地区保健福 祉圏域	直鞍ブロッ ク	遠賀川中流	直鞍
若宮町								

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改 良普及セン ター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区 (定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
宮田町	宮田警察署	直方県税事 務所	※鞍手保健 所	鞍手保健福祉 環境事務所	飯塚農林事 務所	飯塚地域農 業改良普及 センター	筑豊家畜保健衛 生所	直方土木事 務所	鞍手郡(1)
若宮町									

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
宮田町	直方支局	直方労働基 準監督署	直方公共職 業安定所	直方社会保 険事務所	直方税務署	0949	8区
若宮町							